



佐賀県公報

平成20年
5月2日
(金曜日)
第 13047号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 救急病院の認定 (二二〇・医務課) 一
 - ◎佐賀県訓練手当支給要綱の一部改正 (二二一・雇用労働課) 一
 - ◎佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱の一部改正 (二二三・商工課) 一
 - 道路の区域の変更 (二二三・道路課) 二
 - 道路の供用開始 (二二四・) 二
 - 道路の区域の変更 (二二五・) 二
 - 道路の供用開始 (二二六・) 三
 - 道路の供用開始 (二二七・) 三
 - 道路の供用開始 (二二八・) 三
- 教育委員会事項**
- ◎佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則 (規則・九) 四
 - ◎佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則 (〃・一〇) 六
 - ◎佐賀県職業指導委員会規則及び佐賀県文化財保護指導委員会設置規則の一部を改正する規則 (〃・一一) 六
- 公安委員会事項**
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (公告) 六

告示

◎佐賀県告示第二百二十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十年五月二日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限	備考
医療法人同愛会副島病院	佐賀市大財一丁目六番六十号	平成二〇年五月一日から平成二三年四月三〇日まで	外科系、内科系

◎佐賀県告示第二百二十一号

佐賀県訓練手当支給要綱(昭和四十一年佐賀県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月二日

佐賀県知事 古川 康

第三条第一項第九号中「五年」を「十年」に改める。

第五条第四項第二号中「通所のため利用することができる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅(停留所等を含む。)までの距離が二キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が一日十往復以下であるもの(以下「通所が不便である者」という。)のうち」を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第二百二十二号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱(平成八年佐賀県告示第百六十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月二日

佐賀県知事 古川 康

別表の創業支援貸付の独立開業資金の項の貸付対象の欄中「PERSON」

「」の次に「事業譲渡等により事業を承継する者及び」を加え、同表の創業支援貸付の創業資金の項の貸付対象の欄中「専らでない個人」の次に「(事業譲渡等により事業を承継する者及び)」を加え、同表の経営革新支援貸付の経営革新資金の項の貸付対象の欄を次のように改める。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律により行政庁から承認を受けた経営革新計画に基づき事業を行う中小企業者が必要とする事業資金

別表の経営革新支援貸付の新事業展開資金の項の貸付対象の欄に次の一号を加える。

5 事業譲渡等により事業を承継する中小企業者
別表の経営革新支援貸付の経営基盤強化資金の地場産業等対策の項の貸付対象の欄の第3号を削り、同表の経営安定化貸付の円滑化借換資金の項の貸付対象の欄中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年五月二日から平成二十年六月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年五月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		幅員メートル	延長メートル
	区	間		
県道 佐賀脊振線	佐賀市金立町大字薬師丸字一本黒木六八番一地先から	佐賀市金立町大字薬師丸字一本黒木六九番一地先まで	一五・四 一五・二	一四九・〇
	佐賀市金立町大字薬師丸字一本黒木六八番一地先から	佐賀市金立町大字薬師丸字一本黒木六九番一地先まで	一五・四 九・三	一四九・〇

◎佐賀県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年五月二日から平成二十年六月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年五月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀脊振線	佐賀市金立町大字薬師丸字一本黒木六八番一地先から 佐賀市金立町大字薬師丸字一本黒木六九番一地先まで	平成二〇・五・二

◎佐賀県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年五月二日から平成二十年六月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年五月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前の 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
佐賀県 佐賀外環状 線	佐賀市川副町大字富富字一本谷 三三九番二地先から 佐賀市川副町大字富富字東古賀 四画三二八番二地先まで	後	二・三・二 九・一	七四六・八	
		前	一六・五 七・八		

◎佐賀県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年五月二日から平成二十年六月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前の 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
佐賀県 武雄伊万里 線	武雄市武雄町大字富岡字内子一 〇三〇八番一地先から 武雄市武内町大字真手野字前亀 一九七七一番一地先まで	後	六四・九 八・七	二、五〇六・二	
		前	三九・〇 四・三		

◎佐賀県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年五月二日から平成二十年六月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
佐賀県 武雄伊万里 線	武雄市武雄町大字富岡字内子一〇三〇八番一地先から 武雄市武内町大字真手野字前亀一九七七一番一地先まで	平成二〇・五・二

◎佐賀県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年五月二日から平成二十年六月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
佐賀県 山谷大木線	西松浦郡有田町山谷切口字黒木原乙一三九八番一 地先から 西松浦郡有田町山谷切口字黒木原乙一三七〇番一 地先まで	平成二〇・五・二

○教育委員会事項

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第九号

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

佐賀県教育財産管理規則（昭和四十一年佐賀県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十一条まで」の下に「、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条」を加え、同条の表の第十九条第一項の項及び第十九条第二項の項を次のように改める。

第十九条 第一項	行政財産 行政財産使用許可申請書・公有財産借受 申込書（別記様式第八号）	教育財産 教育財産使用許可申請書・借受 申込書（別記様式第八号）
第十九条 第二項	行政財産使用許可・公有財産貸付調査（別記様式第九号）	教育財産使用許可・貸付調査（別記様式第九号）

第二条の表の第二十一条の項の次に次のように加える。

第二十三条	財産（第二十二條の規定により別に定めるものを除く。以下この条から第三十條まで及び第三十三條において同じ。）	教育財産
-------	---	------

条第一項	行政財産使用許可申請書・公有財産借受 申込書	教育財産使用許可申請書・借受 申込書
------	---------------------------	-----------------------

第二十三 条第二項	行政財産使用許可・公有財産貸付調査	教育財産使用許可・貸付調査
第二十四 条	財 産	教育財産
第二十五 条	財 産	教育財産
第二十七 条	財 産	教育財産
第二十九 条	財 産	教育財産

第三条の表の第三十三条第一号の項を次のように改める。

第三十三 条第一号	行政財産の使用許可又は財産の貸付契約	教育財産の使用許可又は貸付契約
--------------	--------------------	-----------------

様式第八号中「教育財産使用許可申請書」を「教育財産使用許可申請書・借受申込書」に、「様」を「佐賀県教育委員会教育長 様」に、「注」氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。」を

「注1 教育財産使用許可申請書・借受申込書のうち該当するものを
で囲むこと。」
に改める。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。」

る。

様式第九号中「教育財産使用許可調査」を「教育財産使用許可・貸付調査」に、

「（注）教育財産使用許可調査には、教育財産使用許可申請書（居住のため教育財産を使用するにあつては、教育財産内居住許可申請書）及び

び教育財産使用許可指令書を添付すること。」

「注1 教育財産使用許可・貸付調査のうち該当するものを○で囲むこと。

2 教育財産使用許可調査には、教育財産使用許可申請書（居住のため教育財産を使用する場合には、教育財産内居住許可申請書）及び教育財産使用許可指令書を添付すること。」

3 教育財産の貸付にあつては、教育財産借受申込書、貸付財産の關係図面及び賃借契約書案を添付すること。
改める。
別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条の2関係）

公有財産事務執行区分表

項目	区 分	教 育 長	課 等 の 長
許可、貸付等	教育財産の目的外使用許可		教育財産の目的外使用許可に関する事
	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免に関する事(軽易なものを除く。)	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免に関する事(軽易なものに限る。)
	教育財産の貸付け		教育財産の貸付けに関する事
	教育財産の貸付料の減免	教育財産の貸付料の減免に関する事(軽易なものを除く。)	教育財産の貸付料の減免に関する事(軽易なものに限る。)
所管換等	教育財産の所管換		教育財産の所管換に関する事
	教育財産の用途変更及び廃止		教育財産の用途変更及び廃止に関する事
	教育財産を知事部局に供用させるとき		教育財産を知事部局に供用させる事に関する事

注 教育財産の目的外使用に係る使用料の減免及び教育財産の貸付料の減免の軽易なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 使用料又は貸付料を従前から減免しているもの
- (2) 公共団体が、公用又は公共用に供するため使用するもの
- (3) 公営ポスター掲示場の設置
- (4) 国及び市町が設置した測量基準点
- (5) その他教育長が出納長と協議のうえ指定したもの

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第十号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の佐賀県立鹿島実業高等学校の項中、「併設課程」を削る。

別表第二の佐賀県立唐津西高等学校の項を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていた学科又はコースで、この規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則（以下「改正後の規則」といふ。）別表第一又は別表第二に定められていないものは、改正後の規則別表第一又は別表第二の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日に当該学科又はコースに在籍する者が当該学科又はコースに在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

佐賀県就学指導委員会規則及び佐賀県文化財保護指導委員会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第十一号

佐賀県就学指導委員会規則及び佐賀県文化財保護指導委員会設置規則の一部を改正する規則

（佐賀県就学指導委員会規則の一部改正）

第一条 佐賀県就学指導委員会規則（昭和五十一年佐賀県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「教育委員会学校教育課」を「教育庁教育政策課」に改める。

（佐賀県文化財保護指導委員会設置規則の一部改正）

第二条 佐賀県文化財保護指導委員会設置規則（昭和五十一年佐賀県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式の裏中「文化課」を「社会教育・文化財課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○公安委員会事項

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機城警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に基づき法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施します。

平成20年5月2日

佐賀県公安委員会

委員長 薬 師 寺 宏 達

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種類、実施期間及び定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種類	実施期間	定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	新規取得講習	平成20年6月3日(火)から平成20年6月10日(火)まで	20人
	追加取得講習	平成20年6月6日(金)から平成20年6月10日(火)まで	10人

各日とも土曜日及び日曜日を除く午前8時から午後5時30分まで。

2 実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設 (佐賀市大和町大字川上4583番地1)

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者を対象とします。

- ア 最近5年間に法第2条第1項第1号に規定する警備業務 (以下「1号警備業務」という。) に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。) に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。) に合格した者であって、当該

検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「資格者証等」という。) の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するものを対象とします。

- ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 1級検定 (1号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 2級検定 (1号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
 - エ 1号警備業務に係る旧1級検定に合格した者
 - オ 1号警備業務に係る旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- 4 受講申込手続
- (1) 申込期間
- ア 新規取得講習
平成20年5月7日 (水曜日) から平成20年5月13日 (火曜日) まで
 - イ 追加取得講習
平成20年5月8日 (木曜日) から平成20年5月13日 (火曜日) まで
- いずれも、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時までで、先着順とし、定員になり次第受付を終了します。
- (2) 申込先
- 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課 (住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県

内いづれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)へ持参してください。

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書(縦4センチメートル、横3センチメートルの顔写真1枚を貼り付けること。) 1通

イ 新規取得講習

(ア) 前記3の(1)のアに該当する者

a 1号警備業務に従事したことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1通

b 履歴書 1通

(イ) 前記3の(1)のイに該当する者

1号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 前記3の(1)のウに該当する者

a 1号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 前記3の(1)のエに該当する者

1号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 前記3の(1)のオに該当する者

a 1号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 前記3の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 資格者証等の写し 1通

(イ) 前記3の(2)のイに該当する者

a 1号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 資格者証等の写し 1通

(ウ) 前記3の(2)のウに該当する者

a 1号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 資格者証等の写し 1通

(エ) 前記3の(2)のエに該当する者

a 1号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

b 資格者証等の写し 1通

(オ) 前記3の(2)のオに該当する者

a 1号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 資格者証等の写し 1通

(4) 手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

5 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に委託して行います。

6 修了考査

講習修了後、佐賀県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付し

ます。

7 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 問い合わせ先

佐賀県警察本部生活安全企画課 (電話代表0952-24-1111内線3033・3034)

又は社団法人佐賀県警備業協会 (電話代表0952-22-0954)

購読料
申込先
一か年三二、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年五月二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社